

平成27年度第5回国立市立学校給食センター運営審議会記録(要旨)

日 時	平成28年2月25日(木)午後2時から午後5時48分
場 所	国立市立学校第一給食センター会議室
出席委員	16名
欠席委員	2名
傍 聴	0名
市 役 所	1名(古川教育総務課主査)
事 務 局	4名(本多所長、太田主査、山本主任、久保主事)
議 題	アレルギー対応説明について 運営審議会開催日程について 事業報告について(資料1) 視察について(資料2) 給食センター整備基本計画策定の状況について(資料3) その他

【会長】 これより第5回、平成27年度第5回国立市立学校給食センター運営審議会を開始する。議題(1)の事業報告について議題とする。事務局のほう、説明願います。

【所長】 今回ですが、11月の第3回運営審議会から本日までの分で主なところで説明する。12月11日に多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会があり、福生市役所で開催されている。12月25日に給食センター更新計画に関する検討部会にて、海老名市の食の創造館を視察している。

1月28日、当審議会において、日野市平山小学校及び狛江市給食センターを視察した。
1月29日、公共施設マネジメント検討委員会を開催した。2月5日に多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会にて、国立市のヤクルト本社中央研究所を見学した。
2月19日に学校給食費収支状況監査を行った。2月19日には、多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会場長会が武蔵村山市で開催された。

次のページは、外部検査機関による放射性物質の測定結果及び給食センターでの検査結果についてです。給食センターでの検査は、11月27日から2月25日までの結果は不検出である。

さらにその次のページは、12月から2月使用分の産地資料である。

【会長】 それでは、27年度の事業報告が終わった。何かご質問、ご意見があればお願いします。

【小川委員】 例えば12月9日に行われた地場野菜の打ち合わせなどでは、来年度に向けてなのか、どういった内容が話されたかなど、少し主な議論になったことを教えていただきたい。それだけにかかわらず、幾つかの点について教えてほしい。

【会長】 それでは、事務局のほう、お願いします。

【事務局】 地場野菜の打ち合わせでは、実際に今、農家さんがもうちょっとふやせないかという議論があり、今年度になってから佐藤義雄さんという方が1農家ふえたが、それ以外に可能性があるかどうかも話された。昔、産業振興課長だった平林さんという方が今、NPO法人の地域自給の事務局をやっているので、そういった話を打ち合わせの中でしたり、来年度に向けてもっと地場産率を上げていこうというような話を行っている。

そのほかほかのところかというと、12月25日金曜日に7給食センター更新計画に関する検討部会で、海老名市食の創造館を視察している。海老名市については、外部に対してかなり開放的に視察等を積極的に受け入れられている。センター自体は新しいのできれいだ。が、いわゆる調理実習ができるような、市民向けの調理室を設けている。防災機能も考慮した上での施設づくりとなっている。ただ、海老名市自体は広い土地がかなりあいているような状況にある市であった。

2月19日の場長会については、基本的には毎回、共同調理場を持っている参加市から一定のテーマを集めて、そのテーマについて各市では今どうしているかというような形で情報交換というような形でやっている。給食センターを運営するに当たり、さまざまな問題等がある。参加市の中で、立川市は25年度4月からPFI方式で新しい給食センターを開始している。それ以外の市では、これから新しいセンターを建てることで計画しているところ、または既にもう建設に着手しているところが数市あり、国立と同様に、依然として昭和40年代ぐらいに建てた古い給食センターを抱えているという市もあり、貴重な情報交換の場となっている。

2月5日にヤクルト本社の中央研究所で、給食センターでは農薬の残留検査等を行っている。また、2月にポンカンの農薬の残留検査を出している。ほかの食物でも水銀の残留検査、どんな元素が残っているか検査をお願いしている。どういうふうに行っているのか見学した。

【事務局】 もう1つ追加で、1月29日の公共施設マネジメント検討委員会、基本的に

は検討部会というのはこの検討委員会の下部組織であるが、検討委員会から付議された内容について検討部会で検討する。その検討した内容について、今度は検討委員会のほうに報告して、さらにこの検討委員会から、理事者も含めた公共施設マネジメント推進本部で公共施設のマネジメントをどうしていくかという最終的な市の決定がされる委員会である。1月29日の時点では検討部会は、まだ検討中であるので、検討経過の報告になる。

【会長】 改めてご意見、ご質問あれば、お願いします。

【古濱委員】 1月27日と2月22日に給食センター更新に関する懇談会というのが行われているが参加者とか、どういった内容だったのか教えてほしい。

【事務局】 1月27日については、市民4人の参加ということで、給食センターの会議室で、私、所長と、それから、教育次長と、特命担当部長の3人で対応した。基本的な給食センターの検討に関する考え方等のお話と、あと、意見交換というような形で進めた。その際、ご要望もお聞きしている。

それから、2月22日も内容については大体同様な形で、二中のPTAの方に対して、同様な形で検討部会の検討状況とか、その内容についてのお問い合わせ等について、給食センターの所長と主査と教育総務課の主査の3人で対応し、意見交換等した。

【会長】 それでは次、議題(2)学校給食費収支状況について、事務局のほう説明をお願いします。

【所長】 資料2平成27年4月1日から12月31日までの学校給食費収支状況を報告する。

まず1番目の給食費であるが、調定額1億7,265万9,306円に対しまして、収入額が1億6,011万134円、未収入額が1,254万9,172円で、収納率としましては92.73%である。現年度給食費については、調定額は1億6,108万9,143円に対し、収入額1億5,844万4,530円、未収入額は264万4,613円、収納率は98.36%である。過年度給食費、平成26年度以前の調定額については、1,157万163円に対して、収入額が166万5,604円、未収入額990万4,559円、収納率は14.40%である。2番目の前年度繰越金は1,804万3,823円、次の雑入は、預金利子等で3万6,190円である。

下段の左側の支出である。主食購入代として2,082万7,294円、副食購入代として1億147万4,067円、牛乳購入代として3,084万2,680円、調味料購入代として664万9,882円である。合計額は1億5,979万3,923円である。

右側の表は、繰越金を含めた収入合計から支出合計を差し引いた差引残高としましては、1,839万6,224円である。

続きまして、6ページである。6ページは、1ページで説明しました過年度給食費の収入における調定額、収入額等の年度別内訳である。12月31日現在の収入としては、小学校分が70万4,005円、中学校分が96万1,599円、収納率は14.40%である。

最後の7ページは、2月19日に実施していただきました監査報告書の写しである。

【会長】 質問をいただく前に、監査員のほうから監査報告をお願いする。それでは、一小的堀江委員または二小的稲田委員、お願いする。

【稲田委員】 監査は、2月19日金曜日午前9時から第一給食センター会議室で行った。監査の内容は、平成27年4月1日から12月31日までの学校給食費の収支書類と証拠書類を監査したもので、監査の結果は、平成27年度の学校給食収支状況(平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)について、帳簿及び預金通帳等を照合した結果、適正に処理されていることを認める。

平成28年2月19日

国立市立学校給食センター運営審議会

監査員 稲田早織

監査員 堀江恵美

【会長】 それでは、質問やご意見があれば、お願いする。

【唐澤委員】 2ページ、3ページで月ごとの未収入額が、4月は7万9,000円で、12月は60万というふうにかなり開きがある。これは、毎年の傾向か。何か原因は。

【事務局】 1学期と比べて2学期のほうが金額が大きいのは平成26年度も同じ傾向である。例えば9、10、11、12とか毎月督促状を出すと、やはり古い月から納めていくので、こういう傾向は出る。

しかしながら、収納率については、昨年と比べまして、現年度についても、昨年98.31%だったのが、今、98.36%、過年度については、昨年度同時期で4.16%だったのが、収納率14.40%。特に過年度については、昨年度同時期で47万7,000円収入だったのが、3倍以上の収入となっている。収納率は上がっているので、昨年と同等かそれ以上の収納率で行くものと思われる。

【会長】 数字の差の理由は、古い月から納めていくから古い月のほうが少ないという説明であった。

【古濱委員】 七小の古濱です。数字は、見方によっていろいろなことがすごく読み取れるかと思うが、センターとしては、どの辺に何か課題があるとか、気にしているか。

【事務局】 課題については、確かに貧困家庭がいるということは最近言われている。給食センターだけでは何か解決できるということではないので、大きな視点で考えていかなければいけない問題ではある。就学援助の制度は、利用できる家庭については利用していただきたい。実際に十数%の方がもう就学援助の利用をされているので、積極的に利用していただきたい。

【古濱委員】 未収入とかだけではなく、全体の、例えば4ページとか5ページの主食と副食のバランスとか、どの辺にお金がかかっているとか、割合的に牛乳が、小学生でいうと20%をとっているというのが割と大きいんとか、結構予算が足りなくて大変だとか、この辺はすごくかけているとか、ここはもっと絞りたいとか、センターの考えを聞きたい。

【会長】 全体を通しての課題。

【所長】 ご案内のとおり、平成17年に国立市は給食費を瓶牛乳の継続のために値上したという経過がある。その後今日に至って給食費は上げていない。特に平成26年4月に消費税が5%から8%に値上げされた際に、多摩26市の中でもかなりの市が給食費の値上げに踏み切ったというような経過がある中で、国立市は現状を保っている。

26年度については、2学期以降、給食費の1食当たり単価を抑えたので、結果的には1,800万程度の繰越金が出てしまった。例えば牛乳の相対的な価格の占める割合が当然割合として高くなってしまった。小学校でいえば、これはあくまで基準単価ですけれども、230円、1、2年生だと212円、5、6年生が247円ということで3つに分かれている。このうち牛乳の単価が占める割合というのは52円60銭である。今の基準単価のまま給食を続けるかどうかというのは、これは給食費の値上げとも絡んでくる問題で、今後も引き続き十分検討しながら給食費のことについても検討していかなければならないという1つの課題がある。

【堀江委員】 今年度監査員をさせていただいているが、監査の際にもこの数字を拝見して、疑問に思った点などは質問した。

1ページ目に載っています差引残額、こちらのほうが1,839万6,224円というふうになっていて、この金額が適正なのかどうかという質問をした。この金額が最終的には年度末に繰越金として翌年度の予算として入っていくが、その際に、4月、5月というのが皆さんから納めていただく給食費がまとめて振り込まれるような形になる。でも、その

期間中も食材は調達しなくてはならなくて、そのお金が、給食費が入ってくるまでの間に出る支出の分なども鑑みるとある程度の繰越金が必要だというお話でした。ただ、あまりふえ過ぎるのもどうかということだったので、もう少し金額的には抑えたいという事務局からの説明があった。

就学支援を受けていて給食費を直接いただけないご家庭の分は、教育委員会のほうからまとめて、学期ごとでよろしかったか。

【事務局】 そのとおりである。

【堀江委員】 学期ごとにまとめて支払われるということで、その分のお金もやはりこちらの繰越金から使われるというご説明であった。

【牛島委員】 ただいま収支の話が出ているが、学校給食って1食300円である。伺うと、栄養士の方が大変な苦勞をされているいろいろな献立をつくっていると思う。それに対して僕は本当に感謝をしているが、それを何かどうなっているかというのは、そういったことを前提にご発言されるのであればいいと思うが、発言がちょっと無責任なんじゃないかと感じている。

国立市は、低温殺菌牛乳という特殊な、なかなか手に入らない牛乳をあえて苦勞してその入手を考えて、使っている。非常に自然に近いというか、そういったすばらしい食材を利用しているということがこの市の特徴で、僕はそれに感銘を受けてここの席に座っている。むしろそういったプライドを持っていただいて、これを維持していただきたいというふうに僕は考える。牛乳に関しては確かに比率としては高いが、栄養価が非常に高いものであるし、子供の成長を考えたということを主眼に置いている。

【小川委員】 済みません、先ほどの古濱さんの意見は、牛乳が高いと言ったのではないのではないかと思います。

【古濱委員】 はい。牛乳がどのように瓶になった経過もお伺いしたことがある。

【小川委員】 私も古濱さんも日ごろから低温殺菌牛乳を飲んでいて、そのよさを非常によくわかっている。学校給食の牛乳にそれを入れたことは、私もそのときの提案者だが、そこは十分理解して発言している。

私も繰越金は、前年度と同じぐらいの1,800万円台の繰り越しという意味をやはりもう一度確かめたいと思う。子供たちの食材を、ぎりぎりまでできるだけ豊かな食材を買う分に充てる努力はすべきかと思い、適正なのかということを実際に考える。

1,800万円台も残れば、給食費は逆に下げられるのではとってしまうので、次年度

の課題として上げていただきたいと思います。

【会長】 それでは、関連した何かご意見あるか。

【近藤委員】 私も小川委員の意見に基本的に賛成である。1,800万はちょっと多いのかなと思う。当年度の児童生徒の食材として使っていただいたほうがいいと思う。

【竹内委員】 資料2 4月1日から12月31日までで、財政年度は3月31日までである。それは以前にいただいていたか。

【事務局】 それにつきましては、平成27年度につきましては6月に収支決算書をお示しする。

【竹内委員】 わかりました。資料2は今回中間まとめということ。

【事務局】 そうである。

【事務局】 繰越金については検討課題というか、減らす方向で、かつ基準単価額は、例えば小学校でいえば230円とか、中学校でいえば278円というのは、積み重ねた調定額ですので、この金額を使い切るような形でやっていきたいと思う。もし使い切った場合には、実際には未収入金額分については繰越金額が減っていくという形になるで、もしそういうふうな形になった場合には、また給食費の改定も考えさせていただく形にはなると思う。事務的な部分にはなるが、1つには、年間の給食費の値上げの実施日数をまず計画として立てて、実際には学校の行事等その他でその基準日数どおりになかなかいかないとかというような部分と、それから、基準に満たなかった分については、児童生徒につきましては、給食費をお返しするとかということが3月に出てくるので、その辺の分でかなり調定額が変わってくるということもある。

あと、今度、収入の部分でいきますと、今年度は、先ほどご説明しましたとおり、収納率はかなり上がってきている。その分ふえた分は26年度に比べたら余裕が出てきているという部分で、そういうところで収支バランスが結構逐次変わってくる。先行きの見通しをある程度立てながら収支バランスを図ってなきゃいけない。事務的には、ある程度難しい部分もあるのは正直なところある。ただ、結果としては、やはりこれだけの金額の繰越金を残すのもよくないということは認識している。

【唐澤委員】 4月、5月にやはり繰り越さなきゃいけない。実際収入がなければ買えないわけで、どこからか借金もできないわけだから、そのご説明も私はそれなりに納得がいている。

そうなると、実質は4月、5月は前の年度の繰越金を使っていて、結局、保護者がもし

そこでこの金額を見てびっくりしても納得がいくところとしては、毎年の繰越金がどんどん年度ごとに膨れていっていないければ、それなりに一定の説明がつくと思う。

今回そういったご意見もあったので、次回にでも、年度ごとの繰越金の一覧みたいなものがここ10年くらいお見せいただくと少し納得がいただけるかなと思う。

【事務局】 了解した。次回ご用意させていただく。

【会長】 竹内委員。

【竹内委員】 教育委員会のホームページに平成23年度から載っているのですが、そちら平成23年度は、前の年から繰り越されたのが1,439万9,000円、次、平成24年度は1,576万円、平成25年度は1,295万円。1,000円台は切り捨てていう。平成26年度は、925万円になっている。

【所長】 いずれにしても、次回にまた10年間の分はお出しさせていただく。

【会長】 次回、推移を見ながらご意見をいただければと思う。

続きまして、議題(3)です。平成28年度事業計画について、事務局のほうの説明をお願いします。

【事務局】 給食センターの平成28年度事業計画、資料3を説明する。平成28年度の給食センターの主要施策としては、1番の食の安全安心の確保について、食材の調達は、食品衛生法等の諸規制に適合し、基本的には国内産、さらに食品添加物、遺伝子組換え、農薬の使用を極力控えたものを使用し、地場野菜の取り入れを推進する。放射能への対応は、引き続き、毎日の提供給食の給食センターでの特定と検査機関での測定を行う。また、丁寧な洗浄を励行し、適切な栄養摂取をはじめ、多種の事項に配慮した献立により給食の充実を図り、また、食物アレルギーや食中毒による事故が生じないように、その対応と衛生管理の徹底を図る。

2番の食育の推進では、食に関する理解の促進のために、献立メモの内容の充実を図り、また、平成28年度においても、可能な限り出前授業等を実施していく。

3番の円滑な運営管理の実施では、引き続き給食費の徴収を徹底していきたいと思う。給食費会計につきましても、収支状況を見ながら適正な収支運営に努めてまいりたい。また、各種委員会の円滑な運営に努め、安全管理の徹底に努める。さらに、施設設備の維持・改善の関係では、28年度は、第一給食センター給湯設備取替工事、それから、第一給食センター食缶洗浄機取りかえが主な維持・改善ということで予算化されている。

最後に、平成28年度の課題として2点を挙げている。1点目の給食センター更新計画

の策定では、平成27年2月に給食センター更新計画に関する検討部会を立ち上げ、検討を進めている。3月の国立市議会総務文教委員会において、検討部会の進捗状況を報告する予定である。平成28年度以降もさらに内容を検討して、更新計画素案策定に向けて進めてまいる。

2点目は未納給食費の徴収で、過年度にわたる未納給食費の徴収の徹底に引き続き努めていきたい。

【会長】 何かご質問等あれば。

【唐澤委員】 1番の(2)番、放射能への対応のところですが、来年度28年度は、同位体の外部検査の検体数はどれぐらいを予定されているか。

【事務局】 110検体で平成27年度と同じで変わらない。予算も同じ金額になる。

【会長】 ほかに質問等。

【小川委員】 この事業計画だが、今ここで議論されていることはここに反映するというのは無理なのか。例えば今の平成28年度の課題が2つ入っている未納給食費の徴収はあるが、今ここでかなり議論になって、それは次回に資料が出るということではあるが例えば今言いました収支バランス、1,800万台の残額を残すことの妥当性を考えるよりは、差額がどうしてもできない場合は給食費を下げるということもここに含まれるように思う。今ここで話していることが事業計画に加えられることはできるか。

【所長】 今回の運営審議会の中でお話しした中身で、28年度の給食センターの事業として当然それも含まれていくということになるかと思う。

給食費につきましては、現段階では1,800万円の繰越金というようなこともあり、平成29年4月に消費税が10%にさらに上がるというような予定もされているところで、今後給食費についてどうしていくかということは当然検討の材料にはなるかとは思ふ。ただ、給食費を値上げするかしないかというのは、ある程度理事者のほうの調整とかも必要になってくるので、その辺はよく検討した中での給食費改定に向けての動きというようなことにはなる。

【会長】 よろしいか。

【小川委員】 もう変わらないものを見せられているのか。

【事務局】 この中身については、先日開催されました定例市教委、今月の定例市教委で報告した事業計画と全く同じものをこちらに出している。この内容については基本的にはこの文面で変わらないという理解でいる。

【会長】 よろしいか。

【竹内委員】 国立市立学校給食センター設置条例を見ているが、組織体の事業計画というのは、審議委員会で審議・決定したことを教育委員会へ答申するという立場ではないか。事業計画というのは当然、学校給食に関する管理運営事項そのものだと思うが、こういった計画が案として委員には出ないので報告されるのは若干問題ではないか。

【会長】 事務局のほうからご回答いただくが、この運営審議会の位置づけというのも多分あると思うが、実際の事業計画を策定するのに、この審議委員会がどうかかわりをするのか基本的な考え方もあるかと思う。

【所長】 この事業計画の報告については、やはり毎年この時期にさせていただいているところでございます。教育委員会の報告と前後してしまうというのは、教育委員会の日程との関係とかもありまして前後するということが、年によっては逆にこちらのほうが先になる。教育委員会の日程との絡みで、どうしても順番がそのような順番になってしまうということはある。

諮問、答申というような形をとるとするならば、当然教育委員会から一定の審議事項について教育委員会からしかるべき諮問があって、それを当運営審議会で受けた形でそれに対する答申を出すというような形が正式な形である。事業計画について教育委員会から諮問があって、それに対してこちらの当審議会が答申をするというような形は従来からとっていない。

【会長】 ほかにご意見あるか。

【竹内委員】 諮問答申ではなくて、一応管轄として教育委員会があって、実質は運営審議会でやりますよというのが、一応条例上はそうなっているのでは。一、二カ月に1回来て何となくやっている方とは確かに違うのはわかる。また新しいアイデアを持ってこられたときに、事業計画にもなかなか書けない。やっぱり素案ぐらいは出して、その辺は来年から、いかがか。

【会長】 小川委員がおっしゃりたいことも、今のことか。

【小川委員】 そうである。

【会長】 だから、前回あたりに案が出てきて、いろいろ意見を出して、それが盛り込まれたものが計画となって教育委員会のほうに報告されるというような流れにできないものか。

【所長】 来年度については、通常でいくと1月に運営審議会があるので、1月の運営

審議会の段階で、翌年の事業計画の案というような形でお示した上でご意見を聞かせていただいて、その内容をもって教育委員会に出していくというような筋がやはり本来のことと思う、来年からそのような形でやっていきたいというふうに考える。

【会長】 ほかにあるか。

【小川委員】 では、そのようにしてくれるようにお願いします。

28年度の課題となっている部分は、昨年にはなかったものなのか、そこを教えてほしい。それとあと、の主要施策の中で、平成でいいますと27年度と変わっているところはあるのか、また、ここはもう定例で10年ぐらい変わっていないのか、その辺を教えほしい。

【所長】 基本的には給食センターというのは、給食提供業務ということで特化しているので、大きな内容で変わるということはない。一番大きく変わっているのは、例えば3番の(4)の施設整備の関係とアレルギーの対応の関係のご説明をしたが、1番の(4)の食物アレルギーの対応につきましては、「食物アレルギー対応マニュアル」を昨年の11月に策定したので、28年度以降はそれをもって学校と保護者と給食センターで連携して対応していくというような方向では新しいところが入ってきている。

28年度の課題としては、未納給食費の徴収については、これは引き続きの課題である。更新計画の策定に向けて鋭意進めていくということで、新たに書いている。

【会長】 事業計画についてはよろしいか。

続きまして、議題の(4)に移りたいと思う。給食センター整備基本計画策定の状況についてを議題にする。事務局のほうから説明をお願いします。

【所長】 資料4及び本日配付した追加の資料、資料8をあわせてご参照しながら、説明をする。

まず資料8は、1番の検討部会の位置づけである。給食センター更新計画に関する検討部会の位置づけである。以前にも口頭ではお話をしたが、給食センターの施設整備の検討については、給食センター更新計画に関する検討部会が、国立市公共施設マネジメント検討委員会から付議された事項について調査検討し、その結果を検討委員会に報告するということになっている。

次に、2番の検討経過は、2ページにあるように、現在、第10回まで開催されており、まだ現在検討中ではあるが、4月以降に最終的な報告書を策定していく予定でいる。

次に、資料4については、3月14日の国立市議会総務文教委員会での報告にて現段階

での検討状況を報告させていただく予定であるが、おおむねその内容の骨子となる内容である。

まず、1番の給食センター更新計画に関する検討部会の設置経緯と目的についてであるが、給食提供施設更新に当たっての基本的な理念、それから、給食の提供方式、それから、事業手法等について検討を行っている。それから、2の委員構成ですが、課長職を中心として10名で行っている。それから、3の国立市の給食提供における基本理念ですが、基本理念は下記6項目としてまとめた。

(1)については、給食センター整備に当たっては、第一・第二給食センターの統合を前提にして、学校給食衛生管理基準に適合した明確かつ厳密な管理区分を設けるなどの徹底した衛生管理とリスク分散を実施する。

(2)については、新しい給食提供施設として、一層の食育推進の検討を図る。また、アレルギーへの対応に当たっては、学校・保護者と情報共有を図り、除去食の提供等を検討していく。

(3)については、調理機器等の省エネルギー化等環境負荷の軽減等について、設備の充実を図り、快適な職場環境としていく。

(4)については、現在運営されております、国立市立学校給食センター運営審議会や学校給食献立作成委員会等は、引き続き活動を行い、市民が関わる体制づくりを検討していく。

(5)については、公共施設マネジメントの視点も踏まえ、全般的にライフサイクルコスト(全般の経費)の実現し、施設整備費用の平準化を検討していく。

(6)については、他市の事例で附帯事業を行っている事例もあるので、安全安心な児童生徒への食の提供という本来機能を妨げたり、条件を付すものであってはならないので、附帯事業をする上でのリスクや懸念事項、財政負担等を踏まえて検討していく必要がある。

4の各給食提供方式の検討ですが、食教育、安全管理、衛生管理、効率的運営等の観点から比較・評価した結果をまとめております。その内容につきましては、本日お配りした別紙8に記載された表1-1、表1-2のとおり整理した。

5の事業手法の検討ですが、今日の厳しい財政状況の中、新たな給食提供施設の整備・運営事業を進めていくためには、経済効率の高い施設整備、事業手法も検討が必要でもあり、別紙8の表2にあるように比較・評価をしている。

6.検討部会における検討状況だが、(1)給食提供方式については、全国的な給食提供

施設の整備状況を見ると、センター方式による共同調理場方式の割合がふえている。現在の国立市の状況を鑑みると、センター方式が比較優位であるとしている。また、現在の第一・第二給食センターを統合し、提供していくことを考えている。

(2) 運営手法についてですが、全国的には民活手法を導入する事例が増加している。国立市においても、民間の持つアイデアやノウハウ、技術の活用が期待され、衛生水準のさらなる向上なども期待できるとしている。また、公民連携手法を活用したとしても、国立市が指導と監督を行い、従前どおり責任を持つことは当然のことである。

(3) 給食提供施設の運営の仕組みについて、現在運営されている学校給食センター運営審議会や学校給食献立作成委員会等は、今後も引き続き活動を行い、学校及び保護者が給食づくりに関わっていくことが必要であると考えている。

(4) 現時点での検討の到達点と今後の取り組みについてであるが、今後は検討部会の最終的な報告を基礎として基本計画を定めて、事業へ向けて推進していく。これまでの検討で、新給食提供施設として望ましい提供方式として「センター方式」を位置づけ、今後は効果的・効率的に安全な学校給食提供できる可能性のある民活手法の導入も前提とすべきとしています。基本計画を決定した後、公民連携手法の具体的な導入可能性については、次年度以降も引き続き検討を行うことを考えている。

なお、国立市においては、理想とする土地の面積が確保できるとは限らないので、給食センターの整備が可能な範囲で土地を探し、土地の確保に目途をつけた後に、具体的な整備内容を検討する。

今後のスケジュールにつきましては、まず第1に整備基本計画を前提に用地の選定及び確保が必要になってきます。その上で、付加機能、附帯事業をどこまで行うかを決定するとともに、PFI等の民活手法の導入の可能性を実施し、その結果を踏まえて、さらに具体的な事業化へ向けた施設や機器等の検討を行い、施設整備に関する構想の具体化を行う必要があると考えている。

(休 憩)

【会長】 もう1つ、教育委員会でやっている委員会があり、時間になっても議事が最後まで終わらなかった場合には、副議長のほうに進行を変わることにしてお許し願いたい。

それでは、ご質問からお受けしたいと思う。よろしく願います。

【唐澤委員】 民活手法というのは、資料8の表2でいうところのどこからどこまでが

入るのか。公設公営は当然入らないと思うが、公設民営からどこまでを民活手法というのか。

【所長】 資料8の表2の区分でいきますと、現在が従来方式ということで公設公営方式では全て公営がやるということになる。それ以外の部分で、公設民営だと、例えば調理とか配送とか配膳を委託に持っていくことになる。民活には広い範囲では入っている。それ以外の、PFI的手法、PFI手法、民設民営、リース方式については完全な民活だと考える。

【唐澤委員】 民設民営も入るのか？

【所長】 民間を活用したということであれば、民設民営も入ってくると思う。

【会長】 民設民営も民活に入ることによろしいか。

【所長】 市が民設民営を導入するということになれば、そこで民活をするという考え方を決定したことになる。そういう意味では民活になる。

【唐澤委員】 検討部会のほうでは完全な民営化はあり得ないという明言を前回までの審議会の場ではしたと理解をしているが、民設民営までがこの民活手法に入る。それで、民活手法の導入を前提とすべきであるというのは、最大の懸念が生まれてくる。検討部会のほうでは民設民営までもまだ検討に入っていると理解していいか。

【所長】 今の段階で検討部会については検討中ということで、検討状況ということである。今回の当審議会での報告とか、3月14日の総務文教委員会での報告ということになる。あくまでもその参考資料としてこれを出しているのだから、今の段階で民設民営を入れる入れないということはここではちょっと申し上げられないが、こちらの表の評価としては非常に低いので、おそらく今後の検討状況によっては評価の低いものは当然なくなっていくであろうという判断である。

【会長】 よろしいか。

【唐澤委員】 民設民営は今のところ可能性が低いということはわかったが、文章としてはそれを含む民活手法の導入が前提という言葉が明言されてしまっている。まだ今の段階では検討部会で結局そこまで行っていないということだと思うが、これを読んで、審議委員の1人としては、本当に完全な民営化がなくなったわけではないと言われているのと同じで、本当に完全な民営化だけはもう何が何でも避けたいということを検討部会のほうに保護者の意見として強く言っていただきたいと思う。

これについて審議をするのか。

【会長】 ご意見を伺って、それをまとめてこの審議会の意見として報告していく形である。こういう意見が審議会のところで出たと意見を集約する。

今の唐澤委員のご意見もご意見としてきちんと整理をして、審議会の意見として報告をしていただきたいと思います。ほかに。

【堀江委員】 資料4の3ページ目の(4)のところは、この文章、事前に私、読んできたが、(4)の下のほうに、「国立市においては、まとまった用地の取得は難しく、給食センターの整備が可能な範囲で土地を探し」となっている。用地の取得が難しいが、現在地に建てかえることは無理なので、土地を探しというのはわかる。この言葉の中に、例えば国立市ではなくてほかの市の土地を借りてとか、または市が土地を取得せず、借地のような状態で何かセンターを建ててという計画があるか。

【所長】 正直なところ、土地については現段階では全くめどが立っていない状況である。ただ、この国立市内の狭い地域内で、用途地域が準工業地域か工業地域に限定されるということがあるので、具体的な可能性のある場所としては、泉地区と一部の青柳あたりになる。谷保地域も一部、準工業地域ある。その中で妥当な土地があれば、センターとして可能な土地であれば、そこが1つの候補になっていくということはあると思う。現段階では全く白紙に近い状態ということになる。

まずは、国立市内についてはどこでも全く問題ないが、調理後2時間以内に配送しなければいけないという学校給食の管理基準があり、その範囲ということになると、やはりなるべく近いところで土地を探していくことになる。ただ、国立市内で適当な土地がなければ、近隣の土地ということも視野に入れて探さなければいけないと思う。

借地は借地なりにメリットもあるが、逆にデメリットもある。やはりいつかは返さなきゃいけないとかというような問題とか、給食センターの施設壊すのかどうかとか、借地ということになると、ハードルが逆にかなり高くなると思う。

【会長】 ご意見あるか。

【唐澤委員】 民設民営は絶対嫌だと申し上げているが、この間視察に行ったりして、調理師の民間委託、今のところ、成功例も見たりして、何が何でも民間が一切かかわってくれるなと思っているわけではないというのが今の立場ではある。この策定状況について、資料4の3ページの最後のほうに、また民活手法のところであるが、(4)の3行目から、「基本計画においては、新給食提供施設として望ましい提供方式として「センター方式」を位置づけることとし、ここまではいいが、「今後は、効果的・効率的に、安全な学校給

食を提供できる可能性の最も高い民活手法の導入を前提すべきである」という部分が、民活手法の中からその可能性の最も高いものを選ぶという意味なのか。

直営と比べてある部分を民営化した場合の最もメリットというのは何なのかというのが知りたい。財政面なのか何なのか。一体何が民間に委託する場合にメリットが大きい部分は何なのか。

【所長】 メリットは、こちらの表2にそれぞれ書いてあるそれぞれの手法の比較評価というのが検討部会でまとめた。具体的にはこちらを見れば、経費の部分でいえば、やはりメリットはかなりある。

あともう1点としては、設計から施工、それから、運営に至って全て公がやるということになると、公は公なりのやり方ということであるので、民間と違った部分である意味無駄な部分もあり、逆に信頼できる部分もあるかなとは思いますが、そういった部分で、経費面ではやはりちょっと違ってくる。

あともう1点は、確かに最終的には、先ほどご説明した中で、市が責任を持って給食センターをやっていくというところでは全く変わらないので、その中にさらにプラスアルファとして、いわゆる長年の民間で培ってきたアイデアとかノウハウを新しい給食センターには十分生かしていけるところでは、それもプラスアルファの効果としてはあると考える。

【会長】 経費面と民間のノウハウのところはメリットだということで、民設民営は嫌ですというご意見でよろしいか。

【唐澤委員】 そんなに簡単なことではないのでは。

【会長】 まだあるか。

【唐澤委員】 経費の面が大きいと言ったが、二中さんで行われたわくわく塾においては、説明として、そのときは調理師さんの外部委託という例をした場合の人件費と、今までのように直営で調理師さんを雇った場合の人件費にはさほど差がないという説明があったと聞いている。

それはあくまでも新しいセンターが建った後の運営のときの経費だと思うが、今の回答でおっしゃった設計・施工の段階における経費削減というのはよくわかる。やっぱりきっと民間のほうが安いのだろう。その設計・施工だけは民間に依頼するけれども、竣工後の運営に関しては別にそのまま設計・施工した民間企業が引き続いて何らかの形でセンター運営にかかわるということになるのか。それとも、設計・施工だけを民間委託するということもあるということなのか。

【事務局】 設計・施工も含めてやる方式かどうかなんですけれども、この表でいくと、確かに民設民営方式という形になると、武蔵村山さんのハーベストでやった方式であると、もう設計・施工から運営まで全て民間の会社が行っているという形にはなるが、PFI手法から公設民営方式までについては、PFIにしても設計・施工から運営の仕様について、民間活用及びどこまで行政がかかわれるかということだと思う。

あと、特にサービス面を重視したいとは思っているのですが、確かにコストだけを見ると、リースは除きますが、右に行けば行くほど行政だけがやったよりもコストは安くなる傾向にあると考える。補足ですが、今の設計・施工が民間でとう、あとは公営というような話、確かにこちらの中のPFI的手法の中にDB方式というのがあるが、これなんかは、設計・施工だけ民間にやってもらい、それ以外の運営管理は公共でやるというような手法もある。これは先ほどの説明の中で、今後PFIの導入可能性調査を委託でやっていくが、その中で、経費面で一番ちゃんとメリットが出るかどうかとか、その辺も専門的な見地で委託を活用して、どの方式が一番いいとか、または全くメリットがなければ、これは極端な話だが、PFIとかその辺の民活手法よりはむしろ直営のほうがいいということになれば、当然そこでまたそういうふうな方式に変わることはこれからもあり得るので、そういうところでは専門的な検討はこれからもしていく予定ではある。

【会長】 ご意見あるか。

【唐澤委員】 今の段階でどれが一番メリットが高いというような、もうある程度の結論は出ているか。

【所長】 おっしゃるとおりで、どれにするかというのは全然結論が出ていない。

【唐澤委員】 全部なのか。

【事務局】 はい。従前のとおりと全く同じ方式でいく、公設公営でいくという可能性は排除される。民活前提での給食センターということになると思う。

【唐澤委員】 その最も大きな理由が財政か。

【事務局】 財政の問題もあるし、あと、先ほどちょっとだけお話あったが、今の給食センターの調理員の職員態勢ということを考えますと、今、正規の職員が第一・第二センター合わせて5人しかいないということと、それから、その5人も今50代の後半ということで、数年後には定年を迎えてしまって、再任用職員という道はあるが、基本的にはそこで定年なので、再任用で継続するかどうかはわからないという中で、これ以上今の方式を継続するというのも人的な面でもかなり限界が来ているというところである。そこで、

民間のかなりノウハウとか事例とかアイデアを活用した例えば調理部分の委託とかいうことも当然考えなきゃいけないという部分では、喫緊の問題としては当然ある中でのそういう判断である。

【竹内委員】 国立市の財政改革審議会の最終答申でいろいろ書いてあるが、5番目の2に施設の民営化ということがうたわれていて、筆頭に挙がっているのが保育園である。保育園の場合だと、補助金が、国立市が負担するのが、民営にすると国と都からどっとお金が来るものですから、1園当たり年間6,000万円ぐらい浮く。

それに続いているいろいろ書いてあるが、ほかにも市直営により管理運営を行っている施設というタイトルで、図書館、公民館、児童館、学童保育所、給食センターなどがある。また、学童保育所や図書館、給食センターについても、市直営で運営し続ける積極的な理由は認めがたく、市直営以外の方法により市民サービスの向上を果たしている自治体もある。一見すると民設民営のほうが安く見えたりするが、保育園のケースみたいにいわゆる国なり東京都からお金が来るならば話は違うが、その辺、もう少し慎重になられてやられたほうがいいと思う。時流からすると民営化するのがすごく行政的に改革だという方向にはなるが、保育園の場合はどうしてもそうなる。今言った補助金を出すと、給食センターは、民営化にすると何か国なり都から来たりするのか。

【事務局】 PFI手法を導入した場合でも、文科省の学校施設環境改善交付金を申請はできる。それが認められてお金が交付されるとは限らない。

【竹内委員】 あるいは、正規職員の数を実際適正配置していくことに対する要求はあるんですか。例えば将来的に3人にするのがよしとするとかそういうのは？

【事務局】 そういう基準はなくて、食数当たり栄養士がこの程度は望ましいという基準はあるが、調理員何人にしなさいというのはない。

第一センターが職員が3人で、第二センターが2人だが、つまり、職員と臨時の割合が1対7か1対8である。ここまで職員が少ないところというのは、多摩地域でも多分国立市がナンバーワンだと思う。多摩地域にかかわらず、ほかの地域でもここまで少なくなった事例はないので、そういう意味で、人件費だけに限ってみれば、国立市は直営でも十分効率的にやっているという説明をこの間の二中さんとの懇談会でお話した。

【会長】 ほかにご質問、ご意見あったら。

【小川委員】 いろいろここに書いてあるが、結局、3ページにあります6の(4)が現在の到達地点として読めばよろしいか。結論的にそうなる。そこにやはり自校式とかは

落ちて、もうセンター方式に位置づけることがほぼ決まっています、そして、その運営形態に関しては、民間活用、民活手法を導入することがほぼ決まっている様に読める。

【所長】 検討部会としては、6の(4)の結論に今現段階では到達している。最終的に結論、最終報告はまだであるが、上部の検討委員会に報告して、そのさらに上の推進本部で最終決定をしていくということになるかと思う。

【小川委員】 それを考える際に、1ページのところに書いてあります基本理念というのが、私はこれを貫徹したい。この基本理念にあります6つの中で、私たちが属している運営審議会が書いてあるのは3の(4)だが、ここはやはり民設民営では入らないものだなと思っている。これを理念に入れたのは本当に評価したいと思うが、この3の(4)の運営審議会や給食の献立作成委員会が、透明性の高い給食づくりに位置づける理念を持っているのなら、やはり私は民設民営は絶対に入らない、民活手法の導入の中に民設民営は入らないと思っているので、ここはもう削除しないことには理念が通っていないと思う。それは私も一中の唐澤さんと同じ意見である。

それはぜひ会長にも副会長にもお願いしたいが、それはこの運営審議会の全体の意見として、これから進められる更新計画の検討部会、あと、公共施設マネジメント検討委員会のほうにもそれは意見として上げていただきたい。とにかくその1点は、まとめた意見としてきょう固めて会長さんに諮るといふことにはなるが、皆さん、いかがか。

【会長】 今の小川委員のご意見は、基本理念の(4)番である。透明性の高い給食づくりというのを1つの理念として掲げている。これを、民活といってもいろいろやり方があるが、民活を進めていく上できちんと盛り込んでいく意見である。

【小川委員】 そうではなくて、民設民営になりますと全部手放すことになるので、この資料8の表2という中にはPFIの活用も入っているが、PFIの活用に関しては、設計や施工に関しての手法利用だと思うが、民設民営とは全く違うと思う。ですから、民設民営方式はあり得ない。PFIを含む民間活用は一部あるかもしれない。

【会長】 そうすると、小川委員のご意見としては、民活という範囲の中から民設民営を除いてくれといふことをこの審議会の全体の意見としたいという意見である。

【小川委員】 はい。それを諮ってほしい。

【会長】 この会の全体の意見として今お話ししたようなところを報告してもらいたいというご意見だと多分思うが、今のご意見に対して何かあるか。

【中西委員】 私、PFIについてよくわかっていないが、PFIというのは民間委託、

民設民営の親玉だと思っていたので、絶対PFIは民設民営よりももっとよくないというふうな認識をしていたから、公設公営しか私あり得ないと思っている。公設民営もあり得ないと私の中では思っている。

PFIがどういうものかって3つありますけれども、ここにはPFI手法がPFI的手法2つとPFI手法と3通りありまして、PFIに二重丸が2個ついていて、もうほんとうにこれを見るとPFIありきという感じがする。民設民営は三角がいっぱいあって、ここはすぐ外されるだろうなというふうに先ほどのセンター長のお話からは読み取れる。PFIが一番有力な候補として圧倒的に突出していると思うが、民設民営とPFIの違いが不勉強なもので知りたい。

【事務局】 基本的に、PFI方式も調理委託というような形の方式も、民間の力を活用するという意味では大枠は同じである。例えばお話を恐縮だが、建物を建てるという際にも民間の力を使って設計をする。そういう意味ではそれも民間活用になるかと思う。けれども、PFIと一般の民間活用の違い、PFIの特徴を申し上げたほうがいいのか。一括発注とか性能発注というのがPFIの特徴と言われている。例えば仕様書を定めて建物をつくるときに、部材はアルミニウムのものを使ってくださいとか、そういう細かいところまで指定していくのが従来の方式で建てるやり方だと思うが、性能発注という形でPFIを行う場合が多い。それでいくと、今のお話と対比させると、部材の種類は問わないんだけど、こういう形の部屋をつくってほしいという形で設計をしていくようなものがPFIというふうに考えていただければいいかなと思う。要は、つくっていく中で、素材をアルミニウムにするのかステンレスにするのかというのは設計してつくっていく民間の側でアイデアやノウハウでもって工夫していく。そういった工夫する余力があるのがPFI方式だとお考えいただければいい。

【中西委員】 給食調理の具体例ということだと。建物ではない。

【事務局】 調理でいえば、例えば調理と設計とあわせて委託というかPFI方式でやった場合は、調理員がどういう動きをするかというのを前提にしながら設計をしていくということになるので、実際の調理の動き方、調理のやり方と、それから、設計が一体になって、かつ、どういうふうにやったらいいかというアイデアとかノウハウをそこで発揮できるということになる。ばらばらに発注すると、建物はこれ、この建物の中でこういうふうに動いてくださいという形になると思うので、その形よりは効率的な施設運営だとか設計が可能になっていく。

【会長】 理解できたか。

【所長】 一連の設計・施工から運営に係る部分まで民間にお願いすると無駄が出ない。公設公営であると、一個一個の段階で確定して、また次の段階に行くとかいうことで、そういう意味ではちょっと無駄が多いという部分があるので、経費的には随分その部分で違ってくる。

それと、今申したように、やはりノウハウの部分とかアイデアの部分では民間の大手の給食事業をやっている業者は持っているので、その辺はかなりいい部分は出していける。PFIといっても実際自治体が資金調達をするのか、資金調達も全部民間でやるのかとか、いろいろな方式があるので、それはいろいろなバラエティーがあるので、それは今後PFI導入可能性調査の中でも当然検討されていくと思う。

【会長】 よろしいか。また何かPFIについて具体的にこういうところはどうなのかというご質問があれば、後でまた聞いてほしいと思う。

私、もうそろそろ次の委員会に行くので、先ほど小川委員から出された意見で、会長としてではなく、校長会の立場で話をしたい。どういう形で会としてまとめるかはこの後の議論に委ねていきたいと思うが、私は基本的にこの6つの基本理念ってどれも大事な基本理念だと思う。当然(4)というのはこの委員会に直接かかわるので、大事にしたい。それから、手法についても、民設民営であっても、当然(4)番の基本理念というのはきちんと考えた上で運営していくわけだから、この委員会そのものをきちんと取り入れて、民間がやるにしても可能だなと思う。これを1つの方式から、検討する方式から除くというのは、委員会としての意見というふうにまとめて言うのではなくて、私は個人的には全ての方式についてこの6つの観点からしっかりと検討して、国立の給食の運営方針にとってよりよいものにしてもらいたい校長会の立場としてお願いをしたい。

ですから、1つの意見として、個人の意見として民設民営を除くということは、当然出していくことはいいとは思いますが、私個人としては、この民設民営方式もきちんと含めてこの6つの基本理念の中でいいものにしていただきたいと思う。これは個人としての意見である。

それでは、次の会議が4時から始まっているので、ここで抜けて、議事のほうは副会長にお願いします。

【副会長】 かわりに司会をするので、引き続き、何かご意見ありましたら、お願いします。

【小川委員】 民設民営にする場合、今みたいにどこから何を頼むかや農薬の基準等まで、委員会は言えなくなると思う。だから、不可能なことを会長は言ったと思う。民間にお願いすれば、食材も民間が買ってくることになる。多分、献立作成とか今の農業者との関係というのは入らないと思う。ただ、私と会長の意見が2つ出ただけでなくて、6つの基本理念は貫徹するよということでは一緒だったが、このところは私が外せと言っていることに対し、会長のご意見の趣旨は私には全く理解できない。

【七条委員】 前回、バスに乗って施設を見てきた。全国的に学校給食に関してPFIを使っているところがどれくらいあるのか、それにモデルになるようなところがあるのか、それをちょっと教えてほしい。実際にPFIを使っていれば、もうメリット、デメリットが前例としてある。それで比較のしようがあると思うんですけども、その辺はどうか。

【事務局】 全国的な数について今調べておりますが、先ほども私ちょっとだけ言いましたけれども、多摩地区でいえば、立川市が平成26年4月にPFIで新しいセンターを建設している。平成25年度の給食運営審議会では立川市の給食センターを視察に行っている。

【七条委員】 視察に行ったときに、国立市の給食センターをつくるに当たってモデルになるからとかいうことで行ったのではないか。参考になったか。

【所長】 まだその段階では施設見学ということだったので、ここまで具体的にそういう話というのはまだ給食運営審議会の中で話されていないかと思う。

【事務局】 立川市のセンターを見てきて、例えばアイデア面とか、太陽光の関係とか省エネ対策とか、いろいろな部分でいろいろな民間ならではのアイデアとか出ていると思う。立川市でPFIを導入したことによって経費の面で公設公営で建てるよりも15%削減されたこと、及び国立市の場合、アレルギーの除去食とかそういったものはやってないが、民間に任せると、例えば5品目のうちの何品目は除去食をつくってくれとか、そういったことはしっかりやれる部分は参考になる部分ではないかと思う。

【七条委員】 立川市の場合、運営審議会という市民が参加するようなシステムはあるか。

【事務局】 他市の場合、実際にはあるが、例えば年に1回とか、国立市みたいにこれだけ活発なところは珍しいと思う。

【七条委員】 運営審議会のあり方とやっぱり関係してきて、さっき運営審議会だけで委員が発言したものが上部組織に吸い上げてくれるようなシステムでなければ意味が

ないと思う。

【事務局】 平成11年から27年8月までであるが、PFIで完結したという事例は、給食センター以外も含めて公共施設で489件あって、そのうち50件が給食センターの事例になっている。

【七条委員】 それ、PFIを使った給食センターは多摩地域では立川市のみか。

【事務局】 はい、そうである。

【事務局】 例えば1つのやり方として、当運営審議会に教育委員会から諮問をして、ここで全ての結論を出して教育委員会に答申をするという方法もちろんあるが、過去に平成18年のときに給食センターの運営審議会でかなり検討して、そのときは答申という形でいただいている。それは今回検討するに当たっても、その趣旨を十分踏まえた上で検討というのは入っているし、ここでまた改めて当審議会に教育委員会から諮問することになると、やはり時間もかかる。

やはりこの給食センターの施設整備に関しては、全体的に学校施設もあり、福祉会館、保育園、いろいろなところがあるが、それを全体として今、28年度から本格的に再編計画をまとめるに当たって入っていく。特に給食センターについては、その中でも特出して急いで早急に検討すべきということで庁内の意思決定はされているで、そういう面で、基本的には市が責任を持って決定をしていきたいというふうな形では進めていきたい。

ただ、その中では給食センター運営審議会のご意見は十分に聞いた上で、それを吸い上げるような形では当然持っていききたいと思う。あと、基本計画の素案ができ上がった段階では、市民全体にパブリックコメントという形で意見をご拝借した中で、必要なところはさらに修正を加えていくということも当然やっていく予定である。意見が吸い上げられるというのは担保されていくと考えている。

【七条委員】 小川委員の意見だが副会長に一任されたわけだから、副会長がその辺をまとめられるなりされたほうがいいのかと思う。ほかにご意見があれば。

【高須委員】 審議の中間報告という形を、とりあえず皆さんの意見を聞いて、1本にまとめるべきかと私は思う。

【牛島委員】 私は民設民営ということではなくて、やっぱり公設公営であるべきだと思う。少しでも民間が入ると、こんなに食のことを大事にしている皆さんの意に反すると僕は思う。結局、企業が入るということは、企業はもうけるわけだから、民間では格差が生まれるし、アルバイトだったり、嘱託職員とか正規職員という分類があるが、アルバイト

だけなら、サラリーをもらっても、暮らせないようなワーキングプアが生まれる。

今まで僕たちは、公務員は仕事しないと思ったと思う。それで、どんどん削減され過ぎてしまって、今、機能しない状態になっているのでは。もう必要な部分と必要でない部分があって、おそらくここにいる方たちは、やっぱり学校給食は非常に大事だと思っている。この部分は死守して、市に対して僕は要望していくべきではないかと思う。

1回でもそういう民間が入ると、どんどんそれはそっちの意向になってしまう。例えば今300円足らずで1食つくってとお願いしているが、輸入食材に頼りましょうという話になる。やっぱり今その岐路に立たされていて、あと10年先に民営化が進んで、ほとんど国内の食材が入らなくなってしまった。この人たちの時代にこういうことが起こったと歴史の1ページをどう語るのかということはずごく僕は大事に議論していくべきだと思う。

【唐澤委員】　ちょっと話が難しくなってきたが、今、要するに、民設民営方式という、とにかく完全なる民間委託、全部民間丸投げというのが民設民営である。それだけは少なくとも外すかどうかということはこの審議会の全体の意見としていいかどうかという話になっていると思う。それ以前にというか、個々のご意見多分あるとは思いますが、実際発言をしている方はつまり、民設民営もしくは民間委託をぜひやるべきだというご意見はなかったというふうに記憶している。

会長さんが言っていたが、民設民営でも理念に合った審議会とか献立作成委員会だとか、もしくは市が全面的に責任を持って献立、また食材調達、運営に当たるということを今までの何度かの審議会でも何度もそれは約束をしたたことに民設民営はもう完全に反しているということを小川さんは話したわけである。

皆さんがもしここで、民設民営でもメリットがこれだけあるとか、そういう意見をはねつけるつもりは私ももちろん全くないわけで、ただ、そういう意見は今のところ出てきていないということを考えたときに、決をとって全体の意見にするかどうかはもう少し考えていただいても私もいいとは思う。

この文書で民活手法の導入を前提とおっしゃっている中の民活手法に民設民営はもう入らないというふうにしないと、結局これまでの議論は何だったのかということになる。全くほぼ無視されていたのかなと思えるぐらいそのことは言い続けてきたと思うので、そのことは、検討部会のほうにはっきりと言っていたいただきたいと思う。

【副会長】　給食センター、お願いします。

【事務局】 なかなかこの場で検討部会としてどう受けとめるかというのは申し上げにくいですが、確かに民設民営のデメリットはあるというのは事実であるので、そのところをどうしていくかというところは当然検討しなければいけない。それに、あくまでもここで言っている手法は、比較と評価であるので、当然デメリットばかり多ければこの民設民営が消えていくということにはなるが私の立場でその辺をはっきりと消えますということはこの場では申しわけないですが申し上げられない。

【堀江委員】 一小的堀江である。PFIについての理解がまだ浅くて大変申しわけないんですけども、先日視察をしました狛江市の中学校、あちらはこの資料8の5ページの分類でいうと、どこに当たるか。

【事務局】 公設民営方式です。左から2番目である。

【事務局】 PFIについては、内閣府の事例、PFIの導入の手引というのが検索するとあるので、そこに詳しく載っている。

【小川委員】 先ほどの所長の発言の最後のところが気になったが、自分からは民設民営方式を消せるかって言えないという立場では、自分が消すとか消さないのではなくて、ここに強い意見があったということ伝えてほしいというのがお役目ではないか。また会長からはそういう意見も出たということはあってもいいと思うが、私たちの意見を吸い上げてほしい。

【事務局】 私が給食センターの事務局であると同時に、検討部会の部会長でもあるので、当然私が証人であるので、十分それは責任持って吸い上げていく。ただ、検討自体はもちろん私の判断だけで決まることではないので、あくまでも検討部会の中での議論の中で結論が出ていく。

【竹内委員】 第5条には、運営審議会は学校給食に関する管理運営事項を審議し決定したことを委員会に答申するので、これは管理運営事項である。将来のあり方、運営の仕方にどこまで民を活用するかしないのかというのは管理運営事項であるので、それを審議して決定する。別に会長が決をとればそれでいいと思う。私、正式な、この運営審議会の決定にすることも十分可能であるという提案である。

【副会長】 どういう形で決をとればいいのか皆さんにご相談したい。

【古濱委員】 済みません、事業手法以外のことはお話ししてもいいか。

【副会長】 まとめる意見としてか。

【古濱委員】 今回の整備基本計画策定の状況について、事業手法を決めるのに、何の事

業をどのようにやるのか話したいというのもあるが、この資料を見たら、自校式というの
はもうないのか。

【事務局】 自校式については、日野市の平山小に行って、いい部分もかなりあったの
で、本来であれば、そのいい部分も国立市で取り入れられれば一番理想であるが、やはり
国立市の現状を考えますと、まずは学校の敷地面積とか学校の設備の関係で、例えば第八
小学校で調理室をつくるということになると、もう今の敷地じゃ全く不可能である。それ
以外でもかなり現状では難しい学校が幾つかある。

【竹内委員】 親子も厳しいか。

【事務局】 親子はちょっと別の理由で、親だけに調理室があって、子にはないという
ことになって、あんまり親子式にするメリットは正直言って検討部会の中では感じられな
いというような結論でいる。やるのであれば自校式だが、自校式についてはやはり敷地面
積とか、それから、それだけの人員を配置しななければいけないとか、それから、もう1
つは、1校ずつ建てていくということになると、かなりの年数がかかってしまう。要する
に、学校間に格差ができてしまうといった面で、経費面でいっても、物理的な敷地面積の
部分でいっても、かなり困難なハードルがあるということで、やはり国立市の現状を鑑み
た中ではどうしてもセンター方式が優位でないかという結論である。

【古濱委員】 皆さんお笑いになって私、ちょっと恥ずかしかったが、もしも自校式をそ
ういう、熟考していただいたとは思いますが、少し諦めが早いかなという意味で私はすごく残
念である。

国立市の給食、とてもおいしい。本当に栄養士さんの方や職員の方が努力して、試食会
に参加すると、栄養士さんのお話を聞くと、本当にこんな努力を、国立市の野菜をあちこ
ち走り回って使ってくださっているとか、佐藤さんに頼んでナシをとっておいてもらっ
ているとか、本当に努力を感じる。

器とトレーが一体型になっていたり、本当はもっとこういうメニューをしたいが、こう
なっているという残念さを感じる。七小からも毎年要望書を給食委員さんが出すが、大体
回答では、今の施設では無理だとか、もっとこうしたいけどそれはできないとか、残念な
回答をいただく。これが自校式だったらなと思うことは本当に多い。

平成18年6月にこの給食審議会から教育委員会へ建てかえ要求が初めて出たと伺う。
平成27年2月にやっとセンター更新計画検討部会ができた。センターの老朽化ももちろ
んあるが、初めての要求から9年かけてここで何かちょっとばたばたと決めてしまうのか

と残念な思いがある。

もう少し粘り強いというか、20年30年後の子供たちとその保護者に、あのときありがとうと言われるような計画にしたい。内容がどういう結果になるにしろ、そう思われるような決定にしたいなと思う。ここでかなりあっさり自校式を切られてしまったので、すごく残念である。

できればきょう発言がない方も少し、今、大事な局面と思うので、これに限らずお言葉をほしい。

【高須委員】 理想としてやってあげたいこと、いっぱいあると思う。ただ、現実としてやっぱり今、例えば一中なんかでも、給食の配膳室でさえスペースが少なく、それで、廊下も利用してやっているような状況である。毎年毎年要望を出してもなかなか改善されない。今そういう厳しい状況だと思う。私たちにできる最善の方法、それがベストでないにしても、その中でできる最高のものを皆さんで考えていくことも必要かなと思う。自校式は、私もそれができれば本当にそれにこしたことはないと思う。ただ、今、この現実はいよいよ厳しいのではないかなと私も認識している。

【副会長】 では、古濱委員が言ったとおり、まだご意見を伺っていない方の意見も伺いたいと思う。

端から回していただいてもいいか。

【熊澤委員】 学校現場にいる身としては、子供が安全でおいしい給食が食べられればいいと思う。私、今の時点でのこのどの方式がいいというのは決められないんですけども、今までとやり方が変わるとなると、多分保護者の方たちも何でと思う。そこで、保護者の方たちも、なぜ変えるのかという説明を聞いて、やっぱり安心、納得できるやり方であればいいのかなと私は思う。

【堀江委員】 先ほどから議論が繰り広げられる中で、古濱さんのご発言を聞いて、自校式のことをすっかり忘れてしまっていた。あんなによかったのにいざセンターの話となると、どうしてもセンターという形になってしまう。

実際にできない、用地があるない、いろいろな大きな問題があると思うが、その中で忘れてはいけない、子供においしい給食、安全な給食を届けるという中に、忘れてはいけない部分、平山小で見ていただいた自校式の部分が何かしら織り込めないのか気がついた。

【稲田委員】 私は日野の平山小学校を見て、自校式が確かにいいというのはあるが、

生徒の人数もかなり減っていった中で自校式をやっていくのはやっぱり難しいと思う。

行政的なことがすごく細かいところまでわからないところもあるが、狛江のセンターは公設民営のところを見たが、運営審議会的なことは行っているということだった。公設民営でももう少し回数をふやして審議会的なことをやっていくという形もいいと思うし、公設民営でも、毎日栄養士さんをつくっている方とのミーティングはしているということだった。公設公営にしても、公設民営にしても、PFIにしても、もっとメリットとデメリットを詳しく調べてやっていけばいいと思う。検討部会で決まったことでも、後々パブリックコメントという場を設けて市民の意見も聞くということなので、そういうのは取り入れてやっていけばいいと思う。

【近藤委員】 平山小学校のやり方の自校式で感動した。私が生まれ育った自治体では、自校式だったが、栄養士は市で一本化していて、給食は市内全部統一されていて、食材も統一で購入するというふうな形で、ちょっと平山小学校とは違う形の自校式という形だったのを思い出した。センターにするにしたって土地もない、自校式にするにしたって土地もないって、どっちも土地ないじゃないかとか思いながら、もっと国立市にあった自校式なりセンター式なりを確かにもうちょっと考えていく必要があると思う。

これからふえていくアレルギーの対策のこととかも考えたときに、センターのほうがより対応しやすいのか、自校式のほうがより対応しやすいのか、また自校式にしる、センターにしる、市が管理をするという点ではどちらも変わらないことになると思う。

【早川委員】 先ほど古濱さんが自校式と言ったときに皆さんがくすつと言ったというのは、忘れていたという、そこを指摘していただいたときに、自分が忘れていたことに対する、あ、しまったという笑いだったと思う。12月に五小のほうで給食の試食会をした保護者17名程度に、今後の給食の提供方式について何がいいかというのを実は聞いてみた。自校式がよい、今のままのセンターがよい、デリバリーがいいというアンケートをとったが、実は自校式とセンター式が分かれませんでした。ほぼ半々であった。

ただ、理由としては、五小は実はセンターのすぐ隣にあるので、できたてが来ているのでいいという意見であった。ただ、センター方式がよいという意見の中で、予算や学校間で偏ることを考えると、今のままのセンター、国立市全部が同じものを食べる方式がいいということがあった。やっぱり自校式はもちろん理想的だが、国立市の財政等を考えると簡単には答えられないという理由でセンターがいいという方がいた。もちろんデリバリー方式はいずに、食中毒が不安とか、冷めているので子供がかわいそうという意見だった。

【桐生委員】 自校式のことは古濱委員から発言があって、私自身は、忘れていたというよりは、もういただいた資料とかでセンター方式というのがありきという形で書かれているので、何となく口に出していいのかしらという気持ちがちょっとあって、そのまま話を、皆さんの意見を伺っていた。

自校式に関しては、八小は非常に小さな学校で、生徒の人数も少ないこともあって、いろいろなものが非常にコンパクトにできているので、そこにおそらく給食をつくる設備をプラスするというのは無理だろうなという頭が自分の中にも少しそういう考え方があった。

センター方式のこの事業手法の比較について皆さん非常に活発なご意見があって、決をとらないという話も先ほど出ていたと思うが、正直、私はまだそこまでの段階に自分自身の考えとか意見が行き着いていなくて。ただ、基本理念をとにかく押し出して、それを守っていただきたいという、そこに関しては非常に賛成できるというか、全く同じ考えなので、それを踏まえた上で、それに対応できない手法は自然に淘汰されていくというか、実際評価の点が低い部分にもあらわれていると思う。

なので、この段階であえて1つの方法だけを否定するというのが今必要なのかなというのは、お話を聞いていて感じた。ほかにも民間が入ってくるとそういう部分が保てないというのがあるとしたら、民設民営だけはという意見ではなく、そのほかのものに関しても同じような目を向けるべきかというのが考えである。だから、もし今決をとるとしたら、私はそこから外してほしい。

【小川委員】 自校式に関しては古濱さんにも質問があるが、国立の8つの小学校と3つの中学校で自校式をやるということは、運営主体が、例えば児童館や学童などの他市の例を見ても、そこに民間が入ってくるということは十分ある。NPOや心ある団体がそこを運営するという手法もあるので、それもオーケーというふうに考えた上で、例えばお母さんたち、お父さんたちがそこを自校式になった場合は運営していくということも想定してお話になっているのか、そこが見えなかったので何とも、どういうお考えなのかなということが聞きたかったことが1点あった。

私の意見は、ですから、どれを選ぼうというのは今言えないのならば、これだけは避けてほしいという点からは、市としての考えとして、民設民営方式は、唐澤委員が言ったように、これまでの話し合いの中からはこれはないだろう。PFIというのは、プライベートフィナンシャルの利用で、財政利用である。国立市の方式としては民設民営はないというのは決めてもいいのではという意味で先ほど言った。本田所長としては、意見として

言うときに明確になるのではという意味で言った。検討部会の中で話すときに話しやすいのではと思う。

【中西委員】 自校式についてだが、私は自校式かセンター方式かということは、今話し合っ、最初から話し合っ、こなかったわけだが、もちろん自校式がいいに決まっていると思っ、去年もおとしもその意見は出してきた。防災面についても、やっぱり各地域に、学区の中に給食を提供できるような施設があることによって災害時に対応できる。子供の足で歩いて10分ぐらいのところに各学校がある、そこが給食を提供しているということが大事じゃないかと今でも思っている。

あと、民営化の中で、確かに民設民営はあり得ないと私は思っている。第5回の審議会ですが、その各回必ず、民間委託はあり得ないということを念を押してきたと思う。あえてこの文面で見ると、今までの積み上げたものは何だったのかというふう思う。

自校式というのは、小川さん言ったように、民営化と自校式ということはまた別問題で、自校式になると同時に民営化というところはいっぱいある。自校式が本当に万々歳というか、いいというわけではないが、本当に牛島さんが言ったように、公設公営が私はベストだと思う。でも、今現状として、従業員さんのパート化だとか、運搬業務も民間委託というか、言葉でいえば民間になっているし、部分的に民営化しているわけだから、絶対にここだけは民営化してはいけないという部分をそこだけ堅持して、死守してというところである。

私はPFIのことはよくわからないが、内閣府のホームページによれば、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営の能力及び技術能力を活用して行う新しい手法というふううたっているが、一番気になるのが、経営及び技術的な面を活用するということで、そこが一番心配である。設計施工と資金調達のところだけというのであれば、先ほどの方の説明であればそんな心配することはないが、運営面が、民間のノウハウをいい方向で連携できて活用できるのであればいいが、民設民営化のような悪い面が入ってきてしまうのであれば、PFIも反対である。

【七条委員】 今それぞれの委員が発言されて、それぞれの意見があっ、今聞いていると、やっぱり集約するのは難しいか。そうすると、さっきの上部組織に言うときには、こういう意見があっ、ということしか、並列してしか書くことはできないのかなという印象を持った。

僕自身の意見とすれば、先ほど牛島委員が言われたように、メリット、デメリットはあ

るが、要するに、センター方式をとっていたのを自校方式にするやり方もあるが、資金面とかいろいろなことを考えて、またそれをセンター方式から自校方式にするのは難しいのではというのが僕の意見である。今言ったように、それぞれみんなの意見があるので集約は難しいのかなというのが正直な感想である。

【竹内委員】 新潟県の五泉市というところが、市町村合併でセンター方式と自校方式が合併した。五泉市はセンター方式だったものを、合併先の自校方式でやろうよということで新たにやって、1校当たり1.6億円ぐらいあれば8校やると11.4億かかる。大体1校当たり1.5億ぐらいでできる。ただ、五泉市も正規職員の配置は困っていて、こちらは小学校3人でした。今、3人、2名という態勢ですから、必ずしも1校1人は置けないので、それは新潟県の五泉市も同じみたいで、そこは巡回するなり、嘱託さんを置くなりでやるのか。

国立市、1食当たり直すと、要するに、我々保護者サイドが負担しているのが食材費で246円、運営費のほうが369円のっかってきていると。PFIにすると、2割ぐらい仮に浮く。3億3000万の2割って数千万なので、そこまでがらっと変わる感じはしない。コンサルさんにもうちょっと作り込んでいただいて、本当にどれぐらい財政削減が見込めて、それが本当に必要とされているのか見てほしい。これが第2点。

第3点は、決はどうなのか。別に所長さんが上のほうに行ったときに、何か決までとられた。例えば千葉市もセンター方式に変えた。ウェブサイトを見ると、堂々と、運営は教育委員会と運営委員がしっかりとやっていると書いて、議事録は と見ると、1年に1回しかやっていない。そこも報告メーンである。

例えば完全な民設民営は管理運営に信頼が置けず、給食運営審議会は反対であるぐらい別に決をとってもらって、棄権していただいてもいい。そういう気はする。

【副会長】 最後に私の意見を言う。私自身の意見としては、やっぱり理想としては自校方式で、どうしたらできるかという考え方にできたらいいと思う。もちろん今できる中でベストを選んでいくのがいいと思うので、私も意見としては1個にまとめられなくて、本当にここだけはというところを、どうするか、今のところ固まっていない。

【牛島委員】 竹内さんの意見にちょっと共感したが、これを全会一致で採択したらどうか。この表の差し戻し、要するに、ちゃんと理念に沿った比較をやってほしい。まず自校方式とか親子方式で、その丸バツ三角がついてないので、それをちゃんとつけてもらう。国立市の給食提供における基本理念のところ食育が抜けている。これ、やっぱり入

れるべきだ。そういった基本理念に沿った丸バツ三角をつけるべきだ。だから、この表を差し戻して、次回のときまでに議論したいのでつくってきてくれというのは全会一致だったら決まるのではないかと思う。

例えば5ページ、ここに関しては、民設民営がいいか、PFIがいいかみたいな比較になっているが、要するに、基準は、経済的にペイできるの、できないのとかの視点で物が言われていて、食育とかその辺の食の理念の評価が全くされていない。これで見ると、あたかもPFIがいいように見える。

それで、例えば災害時の対応。ここで公設公営方式、この辺は災害時にやっぱり機能すると思うが、DB方式、設計・施工丸投げ方式の場合には二重丸がついている。自分たちの企業が、要するに、設計・施工工事をして、手抜き工事をして潰れたところで災害対策ができるかってできないと思う。できるのは左端、公設公営方式だけだ。右に至っては、三角がついているが、やるわけないからバツなのでは。もうちょっと客観的に、提案事項をしっかりと評価した上での表をつくってというのはいかがかという提案である。

【古濱委員】 今の竹内委員の具体的なお金、1校、自校式を建てると幾らだとか、センター1つ建てると幾らだとか、具体的な数字が欲しいというのも当然であるし、近藤委員から、ご出身の学校が自校式だったが、栄養士は統括されていたというやり方についても、知らない意見をお聞きしてきてよかった。牛島委員のおっしゃったように、国立に沿ったデータを、ちゃんとした表をつくってほしいという意見ごもっともだなと思いました。

私は自校式にちょっと思い入れがあるものですから、意見を長く申しました。自校式は無理だと口で言うだけではなく、どのように無理なのか。例えばこのセンターで中学校だけは賄って、小学校だけは自校式に1校ずつやっっていこうとか、もっと柔軟なアイデアを出していただくことをそちらに望む。そうでないと、ちょっと受け取れないなという気持ちがあるが、資料がうちに送られてきたときからあった。

【小川委員】 民設民営を外していただけないかということだけである。

【副会長】 すみません、私、よく理解できていないくて。

【竹内委員】 民設民営に関して、それは絶対嫌だという人が賛成だったら手挙げる。それで、多数を占めれば、少なくともこの委員会では一応民設民営が絶対反対ですというのが多数を占めたとできないか。「民設民営方式は、その管理運営に信頼が置けないため、給食センター運営審議会は反対である。」、こういう文章を決議として出していいか。イエ

【桐生委員】 1点だけいいですか。私、別に民設民営を推すわけでも何でもないので、

あまりにも皆さん、民間を否定なさる、その根拠がわからない。こちらが仕様というか、こういう基準でやるというのを出してきちんとやってくれる民設民営はないという考えに基づいている。

【副会長】 桐生委員、お願いします。

【桐生委員】 民間が入る度合いとか、民設民営にしても、公設民営にしても、民間がかかわるのが嫌だと言う方もいれば、民設民営はとにかく嫌だと言う方もいて、それはもちろんそれぞれでいいが、民が入ることに対して心配をしている。それとも、必ずこの基本理念の部分が担保できないのなら、私もそれに関しては反対だという言い方はできる。しかし、あくまで国立市として給食をつくる部分を民間に任せるにしても、当然決まり事というか決め事は出てくると思う。それがもう何も意見が言えなくなるとか、こちらのことが全く反映されなくなるということは、そう決まっているなら、私も全く皆さんと同じ意見だと言える。

そこまで民間に任せてしまって、気がつけば、国産ではなくて全部輸入食材になっていたとか、手を抜いて作業する人がいるとかって何かネガティブな意見がすごく強い。もちろんそういう面があるのは理解できるが、そうではなくて、きちんとしているところにきちんとしてもらえるという可能性を潰してしまうのはどうだろうというのを心配した。

【副会長】 これについてのご意見を伺った後、意見は締め切らせていただいて、決をとる形にしたい。

【七条委員】 さっきも牛島委員が言われたように、プライベートな企業、私企業というのはやっぱり営利を追求している。何が一番優先されるかということ、やっぱり営利を追求したところに、安全面とかいろいろなところが担保されるかという話だと思う。皆さんが、これだけ国立市は給食センターの運営審議会を年に5回も6回もやっているところほかにあるかということ、きつくないだろう。たかだか年に1回あるだろうということである。そこにやっぱり、その安全面であるとかいろいろなものが、こういう皆さんの意見が反映される担保がきつくないだろう。

それは先ほど、いや、絶対ないとは言わないが、やっぱり営利企業だから、営利を追求するところである。会社潰れたらもうそれでおしまいなわけだから、株式会社であれば、それは株主の配当がある。公設であれば、それは赤字になろうと、それは税金を投入されているから、あんまり赤になっては困るかもしれないが、赤字でもやはりそれは市民のことを向いてやってくれるだろう。絶対ということではないが、皆さん心配されているので

はという僕の考えである。

【小川委員】 私は牛島委員が言ったように、公設公営がいいなと思っていたが、この間視察をしてきて、あの平山小学校が公設民営だった。調理員が全員民間会社であった。現状も国立市は、無資格の人が調理をしていて、1,400円なり1,100円というお金を払っている。それが民間に移ったときに、無資格の方がやるのか。だから、資格上というのは今の現状とあんまり変わらないと思っているし、民間を否定しては全然、この間の視察を通してきて、調理員の民間化ということは、平山小学校も狛江の中学校を見てきてもなくないなと思っている意味では、民間を否定は本当にしていない。

ただ、民設になると、こういう会を持つ自体もうあり得ないというか、全部どこの会社が給食をやっている感じになるのは、あまりに変化が大き過ぎる。先ほど竹内委員が述べた文章のように書いてはどうかという意見である。民間を本当に信用しているし、私たちみんな民間に勤めている立場の人ばかりの中でやっているわけだから、私は公営がいいとも思っていない。

【竹内委員】 「現在の検討部会の検討状況を前提とすると、完全な民設民営方式は管理運営に信頼をおけないため」というのはどうか。一応みんな、イエスで手を挙げる用意があるという中なので、ノーという方がいるとあまり気持ちよくないので、いかがか。別はノーはノーなら、棄権は危険でいい。私も迷っているが、そのぐらいにとどめたほうが。いかがか。提案である。

【事務局】 どのような決の内容にしても、1回決をとっていただくこと自体こちらとしては全然構わない。当審議会の条例にも記載してあるとおり、ここで決まったことを教育委員会に答申するというような機能を持っているので、もし決をとるのであれば、その決の結果を教育委員会にご報告するというような形になるかと思う。

【副会長】 竹内委員、お願いします。

【竹内委員】 このような文章でいかがか。「現在の検討部会の検討状況を前提とすると、完全な民設民営方式は、その管理運営に信頼が置けないため、給食センター運営審議会は反対である」。完全な民設民営方式への移行は、失礼。「現在の検討部会の検討状況を前提とすると、完全な民設民営方式への移行は、その管理運営に信頼がおけないため、給食運営審議会は反対である。」はいかがか。

【副会長】 この文章でよろしいか。では、決をとる。今の文章の意見に対して賛成である方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【事務局】 12人でいいか。

【牛島委員】 給食センター整備基本計画策定の状況について並びに検討部会の位置づけについては、基本理念に沿った比較及び評価が十分ではないので、差し戻して再検討をしていただきたい」でいいか。

【副会長】 賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【事務局】 先ほど同様の12人である。

【副会長】 次に移る。

【所長】 ちょっと時間もかなり過ぎており、では、今の決議については、事務局のほうで文面を再度整理して、皆様にご確認をした上で、当運営審議会の意見書という形で来月の教育委員会、定例市教委にご報告するというような形になるかと思うので、よろしくお願ひしたいと思う。

【副会長】 議題(5)食物アレルギー対応マニュアルについて。それでは、(5)の食物アレルギー対応マニュアルについてを議題とする。事務局から資料の説明をお願いする。

【所長】 時間が大分経過しているので、簡単にご説明をする。こちらの「アレルギー対応マニュアル」についてであるが、このたび、各校の保健主任及び養護教諭で構成される保健主任会が主体となり、「食物アレルギー対応マニュアル」を作成した。

学校給食における食物アレルギーについては、これまでも文科省監修のもと、平成20年に公益財団法人日本学校保健会が発行した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、各校において給食センターと連携をとり、対応を行ってきたが、本マニュアルは、これまでの対応を再確認するとともに、関係者との連携を強化し、国立市の実態に即した形で今後も情報を共有できるように作成した。

主な内容についてご説明する。まず、マニュアルの4ページでは、校内管理職、学級担任、養護教諭、給食主任ほか全教職員及び給食センターの役割を明記した。7ページからは、食物アレルギーを有する児童生徒の把握から給食実施までの一連の流れを記載している。

食物アレルギーを有する児童生徒の保護者には、給食実施前に学校へ管理指導表等を提出していただき、面談を行うと同時に、給食センターへ連絡をとる。給食センターでは、

相談内容をもとに各校と保護者へ、アレルギー物質の有無等を記載した詳細献立を送付する。学校では、情報を集約し、アレルギー対策委員会において個別に対応を決定するとともに、校内全教職員への情報共有を図り、保護者への対応内容の報告をする。

なお、9ページでは、このアレルギー対策委員会には、校内関係者のほか、必要に応じて給食センター栄養士、学校医の先生方の出席も要請する。また、給食実施に当たっては、担任と児童生徒本人が必ず献立を確認してから喫食する。担任が不在の場合も、他の教職員が同等の対応を行えるよう連絡をとる。

また、9ページには、各校においてアレルギー研修を実施するとともに、アレルギー症状が出たときのシミュレーションを行うよう記載してあります。シミュレーション実施に当たっては、役割分担を決め、PHSも実際迅速に使えるように訓練している。

巻末資料でございますけれども、学校、保護者、給食センターが実際やりとりを行う書類等が掲載されている。今回より追加したのものとしては、「アレルギー対応者一覧(確認用)」である。こちらは、年度当初に学校、給食センターそれぞれに届け出があったアレルギー対応者を、管理指導表の提出、エピペン所有の有無を含め突合するものである。この書類は教育委員会内部で供覧をし、情報共有を図ってまいる。年度途中で転出入等で変更があった場合は、その都度この書類を交わすこととなっている。

なお、管理指導表につきましては、給食センターにおいても情報共有することで現在進めており、3月の校長会で確認をとった後、保護者から同意をとった上で、学校より管理指導表の写しの送付を受け、情報共有をしていきたいと考えている。

【副会長】 説明が終わった。ご質問やご意見があったら、願います。

【牛島委員】 お医者さんの立場で、このやり方でいいか。うちの大学はこんなことできていないので、ぜひできれば参考したい。

【七条委員】 これは事前に国立市医師会からこのマニュアルを見てくれとあって、それで、何か訂正があればするようと言われて、一応僕も目を通して。「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」というのは、これも東京都が作っている。都立小児総合医療センターのアレルギー科の赤澤先生が中心になって、これはもう東京都全体で使っているマニュアルで、いろいろ考えてつくってあるので、このとおりにやっていただければいいと思う。

【牛島委員】 医師法にも問題ない？

【七条委員】 エピペンを打つ場合に一番問題になった。これ、医師法に引っかかって

くるかどうかだが、厚労省か文科省で、教職員が本人にかわって打つことは問題ないというコメントとして出しているの、打ったことによって少なくとも法的に問われることはないと思う。

エピペンに関して、間違っ打った場合に、何かすごい副作用が出てくるかという、あくまでエピペンというのは、アドレナリンといって、血圧を上げたりとか、アレルギーの症状、例えば気管支が狭くなってぜいぜいしているときにアドレナリンの注射を実際、昔打っていたし、今でも打っているところがあるが、大丈夫である。

【副会長】 ほかに何かご意見があったら、お願いします。

【近藤委員】 保護者のほうから提出する書類というのは学校生活管理指導表というのがあると思うが、これというのは、何かアレルギーの診断を受けている先生のサインを書いていただくものか。それとも、保護者の方が書くのか。

【七条委員】 学校生活管理指導表というのは、必ず医師の署名が要る。だから、逆に言うと、それを通してほしいというふうに医療サイドは要望した。うちの子は牛乳のアレルギーがあると、米のアレルギーがあると、親御さんの自己申告で今までは国立市は除去をやっていた。でも、そうではなくて、きちんと医師の診断に基づいて除去をしてくれというふうに、そのために学校管理指導表、全国統一してやっている。

ただ、実際のところ、まだまだ、この子、アレルギーがあるのに、何でこの子はそういう管理指導表が出てないという事例は実は結構ある。だから、きちんと医学的に基づいてやってほしいということで管理指導表を出していただいた上で、あとは個々で、アレルギー対応者一覧って13ページの後の巻末資料に書いてある。それを各学校で医療機関のカルテみたいな感じでわかるようにつくった。各市でいろいろな対応の仕方があるので、各市でさまざまだと思う。ただ、管理指導表は全国全部統一して、医師がちゃんと署名することになっている。

【古濱委員】 アレルギーの子は、今、国立市では給食の提供はそれ用にはしてないと思うので、お弁当を持ってきたり、給食の一部を食べたりとかで対応していると思うが、毎日お弁当であったりする。そういうときの給食費はどうしているか。多分聞いた話では、返金とかはしてないと思うが、これからどうなさっていくのか。

お母さんとかおうちの人が詳しい給食日誌を見てその日その日で判断していると思うが、それは学校の先生方も把握して、きょうはこの子はスープだけは飲めるか、細かくやっているのか、それとも、親子、親御さんと子供がその場で判断して、学校も把握して間違い

がないようにしているのか。小さい低学年の子供なんかだと、忘れちゃって食べてしまったりするかと心配もある。その2点お願いする。

【事務局】 1点目の給食費の点には、学校給食に関する規則に、飲用牛乳に関するものについては返還することができるとしてあるので、牛乳については1本当たりの単価で計算して返還させていただいていると思うが、あるものを食べられないからといって、その分の食材について返還するというのは今までもやっていないし、これからも考えづらい部分がある。

【熊澤委員】 三小でのことでしか答えられないが、アレルギーの度合いは子供によって違うので、結構重度のお子さんなんかは、巻末にもあるが、カルテという資料が出てくるので、きょうは例えばドレッシングがだめというときには、もうサラダは一切食べない。スープだけだめなときは、別の何か粉をお湯で溶かすようなスープを持ってきて食べている子もいて、もうほんとにエピペンを持っている子は、おうちの人が、きょうは何が食べられないという給食用の連絡帳があって、担任の先生がそれを見て印鑑を押して、保護者の方もしっかり、それ、確認したという印鑑を押してもらって、そういうやりとりをするようにはしている。三小ではもう完全にお弁当にしている子もいる。

【七条委員】 学校差あると思う。僕、一応、アレルギーを専門にやっているのですが、このマニュアルというか、もっと別のことでもつくるのにお手伝いをしたとか、あとは、去年おとしからか、小学校、中学校の全職員に対して食物アレルギーの簡単な話とエピペンの使い方について4月に話をしている。食物アレルギー、調布で事故が起きて亡くなった子がいたので、これは大変だということで、きちんと対応マニュアルをつくらなくちゃいけない、そういう対応をしなくちゃいけないということで、急遽おとしから僕が話をさせていただくようになったが、あくまでも印象だが、各学校によって対応の仕方は違うと思う。僕は七小の校医をやっているが、例えば小学校にいて、食物アレルギーも本当に軽い人から重い人までいて、エピペンを持っているような、命にかかわるような症状が出る人をたくさん抱えている学校もあれば、そうでない学校もあって、そんなにいない学校は正直言って、そこまで徹底されているのかなという感じがする。

低学年の子は、やっぱりこれを食べて、これは食べないのは自分で決めなさいと言われても、なかなか難しい。だから、事故のことを考えるのだったら、もう完全にお弁当にしたほうが事故は起きる可能性はとて減ってくると思う。だから、今のやり方で、全部あらかじめ給食センターから献立が配られて、内容も配られて、それを決めなさいといって

も、親御さんが本当にそれを全部判断できるかといったら、我々医師でもなかなか迷うようなところを親御さんがやっているというのは大変な問題だし、学校サイドもそこまでやらなくてはいけないというのはとても大変なことだと思う。

【事務局】 このアレルギーの手引ができたことによって、担任が注射薬の保管場所を把握して、校内の役割分担を明記している。なお、各校で発症時の模擬訓練を定期的に行うように求めているので、これは各学校でやられる形になる。

【副会長】 特になければ、次に進む。議題（６）その他、事務局から資料の説明をお願いします。

【事務局】 資料６であるが、説明をする。

学校給食食材等の放射能測定結果及び給食物資の産地については、保護者宛てに毎月印刷配布をしていて、さらに、同様な内容を市ホームページあるいは市報にも掲載している。原稿１枚につき約４，５００万印刷しておいて、２種類の原稿になるので、毎月合計で約９，０００枚の用紙を使用している。

今般、市役所庁内においてはコピーとか印刷の使用量及び再生紙の使用量が増加していて、昨年の１０月には情報管理課より、全庁的にコピー・印刷の使用量及び再生紙の使用量を削減するための対策を実施するよう庁内に通知が出ている。また、平成２７年１２月１０日に開催された国立市議会総務文教委員会においても、紙の使用量削減の徹底を行うよう、委員より質問が出ている。

紙資源については貴重な資源で、資源節約を図っていくことは環境及び経費節減の面においても大切なことではないかと考えている。よって、今後の「学校給食食材等の放射性物質の測定検査について（お知らせ）」及び「給食物資の産地」印刷について、庁内での印刷、それと学校への配布を廃止して、ホームページ広報等による情報提供を行えばと提案をする。

【副会長】 ご質問やご意見がありましたら、お願いします。

【唐澤委員】 結論から言うと、できれば紙の配布は続けてほしい。食材の産地の情報について結構紙面を割いて、何々県であるということの横に、どこの市の検査によれば検出限界がこうだった、何月何日の検査であるという情報を載せている。

私は放射能のことはかなり気にしているほうだが、この情報はもう要らないかなと正直思う。この情報というのは、産地の県より右側の情報である。ただ、産地がわかれば、ある程度、この土地でのこの食材は出やすいなとか、もう出ないだろうなとかいうことはあ

る程度の蓄積でもうほとんどわかってきている。

紙面が実際に随分これで1枚に載せられる情報がふえるかなと思う。できればもう1つの同位体のほうに出したものの結果の詳細はできれば配っていただけたら9,000枚のところは4,500枚になるのではというふうに思う。

食の安全ということで重要な情報として必ず保護者の目に紙であれば触れるということはやっぱり一定の意義があると思う。

【七条委員】 金額的にどれくらい削減になるのか。

【所長】 金額的にはさしたる金額ではない。ただ、どちらかという、紙はやはり貴重な資源ということで、9,000枚という非常に大量の紙を毎月使用するので、その辺がむしろ大きいと思う。具体的に金額でいうと、A4の再生紙が一締めが500枚入っているんですけども、その一締めの税抜きの単価が260円です。税含みますと訳280円。それが500枚ですので、1枚当たり0.56円くらいになります。その毎月9,000枚掛ける11カ月ということになりますと、年間では5万5,440円くらいの金額になる。金額的にもものすごい大きな金額ということではない。

【七条委員】 紙媒体ってやっぱり結構見る。スマホで見ても、結局ダウンロードして、プリントアウトして見ないとやっぱり記憶に残らない。

【副会長】 ほかに意見があったら、願います。

【近藤委員】 私もできれば紙での配布を希望する。なぜなら、私の知っている方でウェブサイトが見える環境をお持ちでない方もいるので、そういった方は友達に見せてもらうしかない。保護者の方に見る環境がない方がいるというのであれば、やはり紙媒体での配布をお願いしたいと思う。

【事務局】 皆さんの意見がそういうことであれば、来年度継続せざるを得ない状況ではある。ただ、私、環境社会検定や3R検定を取っているが、このパルプ、間伐材であれば、ある意味それは環境に優しい部分があるが、実際にはこの紙って間伐材を使用しているわけではない。そういった意味で、今後また情報管理課のほうからも、実際に議員さんが質問されたことに対して、再生紙の使用量を削減することを通達するというのも聞いているので、また折を見て提案させていただくかもしれないことはお伝えしておく。唐澤委員が言った、今、2枚の原稿でやっているのを、例えば1枚の両面に入り切るかどうかのレイアウトの工夫なんかもちよっと考えたいと思うので、当面は継続する。

それと、議題のその他として、もう1点あり、資料7である。以前の運営審議会の中で

ご意見があった、当運営審議会については、最終回が6月の運営審議会になっていて、今回の運営審議会の後、3、4、5という3カ月間は運営審議会の予定はないが、今回、給食センターの更新計画に関する事の進捗状況とか検討状況とかをなるべく運営審議会に反映させるような形でお願いしたいという意見があったので、一応、6月の前に、5月26日木曜日だが、これ、時間は同じ午後2時ということで追加の運営審議会を開催する提案である。検討部会の議論が詰まった中で、早ければ6月議会に提案するような素案のような形のものができるかもしれないし、それに近いような内容も当然、5月の下旬に運営審議会の皆様にもご報告できるかと思うので、このタイミングで追加で開催させていただければというご提案である。ご審議をお願いします。

【副会長】 日程についてのご意見何かありましたら、お願いします。

なければ、本日の議題は全て終了する。

【事務局】 もう1点ある。

【副会長】 お願いします。

【所長】 本当に最後のその他ということで申しわけない。きょう、学校給食費等の取り扱いのお知らせというのを当日配付したが、裏面の4番の取り扱い金融機関が、ここに書いてあるとおり、多摩信用金庫と三菱東京UFJ、三井住友、りそな、東京スター銀行においては口座の取り扱い支店が全支店ということに広がったので、改めてこの部分を変更としてこれからご通知を申し上げます。既に1月に学校を通して保護者のほうには配布しており、保護者の方から、口座の取り扱い支店を変えたいという方からは給食センターにご提出をいただいている。

【副会長】 本日は全て終了した。次回開催は5月26日、よろしくをお願いします。

了